

る国全体の体制整備が進行した(表参照)。

これらのうち、消防に關係する出来事としては、平成7年(1995)の阪神・淡路大震災(地震欄の●)を契機に緊急消防援助隊が発足し、アメリカ同時多発テロを契機に平成15年(2003)に事態対処法(武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律)が成立すると、同法制定と同じ法律により消防組織法が改正されて緊急消防援助隊が法制化された。また、事態対処法と並行して検討されていた国民保護法(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律)が平成16年(2004)に成立すると、消防庁や消防機関は、武力攻撃事態等が発生した場合に、国民の避難などに大きな役割を果たすことが期待され、先に述べた地震災害の頻発とともに、平成17年(2005)に「国民保護・防災部」が設置される大きな要因となった。なんと私は、その初代「国民保護・防災部長」に任命され、北朝鮮のミサイル発射などに対応することになってしまった。

このような時代背景の中で平成19年(2007)に創設されたのが、火災以外の災害に対処するための防災管理者制度と自衛消防組織である。防災管理者制度を理解するためには、このような状況であったことを、まず理解しておく必要がある。

防災管理者制度(消防法第36条第1項)

防災管理者制度は、消防法第8章雑則にある第36条準用規定を拡充し、第1項で、消防法第8条から第8条の2の3までの規定について、「防火管理者」等を「防災管理者」等と読み替えて準用している。これにより、防火管理者制度と相似形の防災管理者制度を別途作るという、非常に読みにくく、わかりにくい制度になっている。

平成24年(2012)に消防法第8条の2が改正され「統括防火管理者」制度ができた時に、この第36条第1項も関係部分が改正されたが、その時に、読み替える字句が表で表されるようになったので、ようやく少し読みやすくなった。それでも、自

分で読み替えた条文を作成しないと何を言っているかわからない、という意味では厄介な条文であることは変わらない。

ただ、一度読み替えて読んでみると、内容が消防法第8条から第8条の2の3までと全く一緒であることがわかるので、防火管理制度を理解している人には、かえってわかりやすいかもしれない。

消防法第36条第2項～第7項

消防法第36条第2項から第6項までは、防火管理者制度と防災管理者制度を調整する規定である。

第2項では、消防法第8条に基づき防火管理者の設置が必要な防火対象物の場合、防災管理者が防火管理者を兼ねなければならないとし、第3項では、消防法第8条の2に基づく統括防火管理者も同様に統括防災管理者が兼ねなければならないとして、防火管理者制度と防災管理者制度は別の制度ではあるけれど、密接不可分な関係を持って運営されるべきであるとしている。

また、第4項では、消防法第8条の2の2関係の防火対象物の点検及び報告については、「防火対象物点検資格者」とこれに相当する「防災管理点検資格者」がそれぞれ所定の点検・報告を行い、その結果が両方の点検基準に適合している場合に限って「防火基準点検済証」による表示ができるとしている。

第5項では、その特例(消防法第8条の2の3関係)についても同様に、防火管理関係と防災管理関係の両方の認定を受けた場合に限って「防火優良認定証」による表示ができるとしている。

第6項は、消防法第8条の2の2第3項・第4項の紛らわしい表示の禁止規定を準用するとした規定である。

第7項は、自衛消防組織の制度と防災管理者制度を調整する規定である。消防法第8条の2の5第1項の自衛消防組織が設置されている場合には、防災管理にかかる別の自衛消防組織を作ることなく、当該自衛消防組織が防災管理者制度に係る「火災その他の災害の被害の軽減のために必要な業務

を行う」ものとしている。消防法第8条の2の5は第1項の準用規定から外れているが、結局、ここで調整をとっているわけである。

防災管理を要する災害と防災管理を要する建築物その他の工作物

防災管理を要する災害は、消防法施行令(以下「消令」)第45条に、地震(第1号)とNBCRに係る災害(核物質、生物剤、化学剤、放射性物質による災害のこと。第2号及び消防法施行規則第51条の3)が定められている。ここでNBCR災害があげられているのは、国民保護法で想定される緊急事態の発生を想定しているからに違いない。

防災管理を要する建築物その他の工作物は消令第46条に定められており、自衛消防組織の設置を要する防火対象物(消令第4条の2の4)とされている。これは、11階建て以上で延べ面積が1万㎡以上のもなど、相当大規模なものである(前稿表2参照)。

防災管理を要する災害に風水害が入っていないことには違和感があるが、防災管理の対象が相当大規模なものとされているので、風水害の際に避難等の必要があまりないということなのかもしれ

ない。だが、令和2年(2020)7月の球磨川氾濫時の特別養護老人ホームの被害を見たり、浸水危険地域にある地下街のことを考えたりすると、火災以外の災害を考える際には、消令第45条に指定されていなくても、風水害を地震等と同様に考えておいた方が良さそうである。

防火管理者制度と防災管理者制度

以上見てきたように、防災管理者制度は、防火管理者制度を準用しつつ組み立てた制度だが、相似形の制度をもう一つ作るという仕立て方になっていながら、実際には密接不可分に運用しなければならない、という、何とも不思議な作りになっている。このようなわかりにくい制度になったのには、防災管理者や自衛消防組織に国民保護法で想定する事態を担わせることを予定していることが関係しているのかもしれないし、何か別の法制上の理由があるのかもしれないが、実務的には、防火管理者制度の守備範囲を「火災その他の災害の被害の軽減のために必要な業務」に拡大するだけにした方が、わかりやすく運用上も円滑にいくのではないかと思われてならない。



東日本大震災における津波と火災の被害(仙台市)(平成23年(2011)4月8日 筆者撮影)